【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融指標の範囲）

**第一条の十八**　法第二条第二十五項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　気象庁その他の者が発表する地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果に係る数値

二　国際連合の定める基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算に係る数値、統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する指定統計調査及び同法第十四条に規定する届出統計調査の結果に係る数値その他これらに相当する外国の統計の数値

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融指標の範囲）

**第一条の十八**　法第二条第二十五項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　気象庁その他の者が発表する地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果に係る数値

二　国際連合の定める基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算に係る数値、統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する指定統計調査及び同法第十四条に規定する届出統計調査の結果に係る数値その他これらに相当する外国の統計の数値

（改正前）

（新設）